



栃木県公報

平成25年
3月29日(金)
号外
第38号

目次

規 則

○と畜場法施行細則の一部改正..... 1

公 告

○栃木県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針..... 2

規 則

栃木県規則第三十七号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和二十九年栃木県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十一号中「ち よ り 付」を「貼 付」に、「および」を「及び」に

種類	性別	品種	年 齢 (不明のとき は推定年齢)	特 徴	産 地	病 歴	投 薬 歴

を

種類	性別	品種	年 齢	特 徴	病 歴	個 体 識 別 番 号
				産 地	投 薬 歴	
-----				-----	-----	

に改め、同様式(注2)を同様式(注4)

へし、同様式(注1)中「第13条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「解体する」を「解体しようとする」に、「場所」を「及び場所」と改め、同様式(注1)を同様式(注3)とし、同様式(注1)に及びるものとして次のように加える。

- 1 年齢欄には、検査を受けようとする獣畜の年齢（当該獣畜の年齢が不明の場合は、推定年齢）を記載すること。ただし、当該獣畜が牛の場合は、その月齢及び出生の年月日を記載すること。
- 2 個体識別番号欄には、検査を受けようとする獣畜が牛の場合に、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項に規定する個体識別番号を記載すること。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(主任衛生課)

公 告

○栃木県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第1項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

なお、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、栃木県農政部経営技術課及び各農業振興事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月29日

栃木県知事 福田 富一
(経営技術課)